

打合せ等の記録及び相互の確認について（工事）

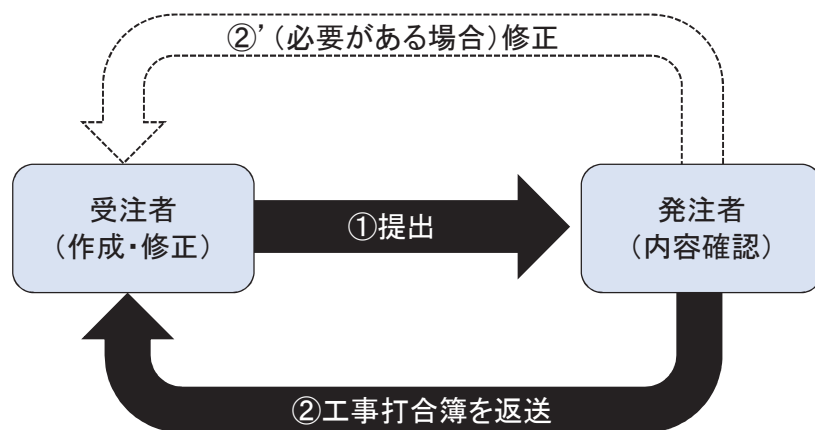
建築工事請負契約における協議とは、「公共建築工事標準仕様書」1章1節1.1.2（オ）の規定において『監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。』とされている。

このことから、口頭のみでの処理は行わず、協議等を実施した場合は、速やかにその内容について書面に記録すると共に監督員宛てに提出をすること。

なお、工事請負契約書第9条第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾については、同条第4項の規定により監督員から所定の様式により、書面により通知するものであるので申し添える。

また、工事請負契約書第18条第1項各号に規定する事実を発見した場合は、直ちに発注者に対し、その旨書面にて通知すること。

《工事打合簿作成・提出フロー》



【参考】

変更設計が可能なケース及び不可能なケースについては、「営繕工事請負契約に係る設計変更ガイドライン」4. 設計変更が不可能なケース及び5. 設計変更が可能なケースを参考にすること。

○公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版【抄】 第1章 各章共通事項 1.1.2 用語の定義 (ア)～(エ) (省略) (オ) 「監督職員と協議」とは、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
○営繕工事請負契約に係る設計変更ガイドライン【抄】 第1章 各章共通事項 4. 設計変更が不可能なケース ①～⑤ (省略) 5. 設計変更が可能なケース (1)～(7) (省略)

